

# 協力隊活動記 ~VOL.5~

## 第5弾は、和歌山地域おこし協力隊OBの古川 寛さん（下津原菰田）を紹介します

和歌山の皆さん、こんにちは。元地域おこし協力隊の古川です。早いもので地域おこし協力隊を終えて、もう二年半もたちました。現役のころは、私が発行していたかわら版「なごみらい通信」や町の将来を考える「なごみらい勉強会」の実施、そのほか、イベントや地域づくり活動で大変お世話になりました。



会社の経営自体が初めてのことで、分からないことだらけのなかではありますが、良い作物を作ってくれる農家さんのこだわりが、少しでも外に見えるように、努力を重ねています。

協力隊を終了した後は、合同会社土和竹香という会社を立ち上げ、農作物や加工品、土壌改良剤を販売していて、四苦八苦の毎日を過ごしています。

また、協力隊終了後も可能な限り、地域づくり活動に参加していますが、現役のころのように時間は取れず、お会いできていない人も多くなり、大変心苦しく思っています。一方で、今現役として頑張ってくれている隊員がいるので、こういう世代交代も大切なんだろうなと感じています。



協力隊終了後も地域づくり活動に参加する古川さん

縁もゆかりもないところで、地域おこし協力隊の任期終了後に生活していくのは思っていた以上に大変だと実感しています。今現役として頑張っている4人の隊員も、おそらく同じ壁にぶつかるのではないかと思います。同じ和歌山の住民としてやっていこうとしている彼らを、これからも応援してあげてほしいと、先に終了したものとして、真に思います。これからも地域おこし協力隊をよろしく願っています。

問い合わせ先 本庁 まちづくり推進課 地域振興係 ☎0968・86・5721

## 第12回和歌山文化祭を開催します

- 日時** <作品展示> 11月11日(土)～13日(月)
- <体験ブース> 11月11日(土) 午後1時～午後5時
- <演芸発表> 11月12日(日) 午後0時15分～午後3時30分
- 場所** 三加和公民館

今年度も体験ブースで「墨絵」、「フラワーアレンジメント」、「わらじづくり」、「文化箏」、「和紙作り」の体験ができます！みなさんぜひお越しくださいませ！  
また、12日(日)には特別ゲストとして、サクソ奏者の「西口新一郎」さんをお呼びいたします！



西口 新一郎さん (特別ゲスト)

客層に合わせてアニメの曲や演歌などの演奏がありますので盛り上がること間違いなしです！  
皆様のご参加を心よりお待ちしております！

『わらじづくり』 所要時間：1時間程度 体験料：1,000円	『墨絵』 所要時間：15分程度 体験料：無料	『フラワーアレンジメント』 所要時間：30分程度 体験料：1,000円～	『手漉き和紙』 所要時間：20分程度 体験料：200円～	『文化箏』 所要時間：無制限 体験料：無料
--------------------------------------	------------------------------	--------------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------

問い合わせ先 社会教育課 社会教育係 ☎0968・86・2022

## 消費生活Q & A 還付金詐欺



僕の名前は「なごワン」。消費生活Q & Aを紹介するワン。

**Q** (安 しん子ちゃん) なごワン、最近ニュースで『還付金詐欺』ってよく耳にするけど、何のこと？

**A** (なごワン) 「還付金」っていうのは、徴収された税金に納め過ぎ・減免などがあった場合に、納税者に返される金銭のことだワン。  
町役場のような公的機関を名乗って「還付金があります。今日中に手続きをしないといけませんので、ATM(金融機関の現金自動預け払い機)に行ってください。」などと電話がかかってくることもあるワン。それを信じて指示されるままにATMを操作すると、お金をだまし取られてしまうんだワン。こういう手口の詐欺のことを還付金詐欺っていうんだワン。

**Q** (安 しん子ちゃん) そうなんだ。じゃあ、そんな電話がかかってきたら、どうしたらいいの？

**A** (なごワン) 「今日中に！」と急かされても、一旦電話を切って、冷静になって考えてみるんだワン。家族に相談することや、相手が指定した電話番号ではなく、電話帳で調べた公的機関の代表番号に電話して確認することが大事だワン。  
そして、「還付金があります。ATMへ行ってください」は、詐欺だってことを覚えておくんだワン！

**消費生活相談**  
毎週月曜日(※祝日は除きます) 午前9時～午後4時  
和歌山県本庁2階 ※相談希望の場合は、事前に電話連絡をお願いします。  
連絡先：和歌山県本庁 総務課 TEL 0968・86・5720

## 交通災害共済制度

自動車、原動機付自転車、自転車などの交通事故により死亡または負傷した場合に、入院や通院の期間に応じ、交通災害見舞金が支給される共済事業です。なお、共済掛金は町が負担していますので、個人の掛金は不要です。

以下の要件を満たす人であれば、どなたでも請求できます。

- 〈要件〉**
- ・事故当時、和歌山に住所があった人
  - ・事故発生の日から1年以内であること
  - ・自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書を提出できること(警察への届出が必要です)
  - ・自殺、無免許運転、飲酒運転、故意、天災、その他これらに類するものに該当しないこと

**【交通災害見舞金額表】**

区分	災害の程度	金額
1等級	死 亡	150,000円
2等級	180日以上の治療を要した傷害	60,000円
3等級	90日以上、180日未満の治療を要した傷害	40,000円
4等級	30日以上、90日未満の治療を要した傷害	25,000円
5等級	10日以上、30日未満の治療を要した傷害	20,000円

※治療のない期間が30日を越える場合は、その期間を除きます。



問い合わせ先 本庁 総務課 総務係 ☎0968・86・5720